

「国富町働く若者定住促進奨励金交付事業」の概要

【要件】

奨励金を受けるためには、下記の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 対象者が、最低でも5年以上国富町に定住することを誓約する。
- (2) 対象住宅が所在する自治会に加入し、地域行事に積極的に参加する。
- (3) 対象住宅に課税される固定資産税の納税義務者であり、本人及び申請住宅に同居する同一世帯の者が、町税、使用料等を滞納していない。
- (4) 国富町暴力団排除条例（平成23年国富町条例第13号）第2条に規定する暴力団員等ではない。

くにとみ暮らし支援事業

【対象者】

- (1) 国富町に住民登録がある者。
- (2) 国富町への定住のため、住宅を新築若しくは購入又は増築、改築し、居住用住宅の取得に係る契約日若しくは国富町に住所登録をした日から起算して1年以内の方

【年齢要件】

住宅の工事又は売買の契約日において
満18歳以上50歳未満

【対象住宅】

令和7年4月1日以降に国富町に居住するための契約した住宅

- (1) 新築（新築住宅の購入を含む）又は改築で取得金額が500万円以上
 - (2) 中古住宅を購入で取得金額が300万円以上
 - (3) 親族と同居のための増築で取得（工事）金額が300万円以上
- ※同住所地で世帯全員が移り住む住宅の建築は対象住宅から除く。

【支援額】

10万円に中学生以下1人につき5万円を加算した額（1回のみの交付。最大30万円）

【支援方法】

奨励金（交付決定額の10万円を現金とし、残りを国富町商工会共通商品券で交付）

【申請の方法】

奨励金の交付を受ける場合は、国富町働く若者定住促進奨励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え町長に提出します。

- (1) 住宅に入居する世帯員全員の住民票の写し
（申請日以前3ヶ月以内のもの）
- (2) 住宅の建物の登記簿謄本の写し
- (3) 自治会加入証明書（別記様式第2号）
- (4) 家の購入価格が分かる書類の写し
- (5) その他、町長が必要と認める書類

【奨励金及び商品券の受領方法】

- (1) 奨励金交付決定を受けたら奨励金交付請求書（別記様式第4号）を町に提出します。
※商品券の交付がある場合は、商品券引換証も同時交付されます。
- (2) 現金のみの交付の場合は、後日請求書にご記入いただいた口座に振り込ませていただきます。
- (3) 商品券の引換がある場合は、町と受取日程を調整し、役場総合戦略課まで受取をお願いします。

お問い合わせ：国富町役場 総合戦略課 企画政策係
TEL 0985-75-3126(直) FAX 0985-75-7903
メール kikaku@town.kunitomi.miyazaki.jp